

(第14号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">区長</td> <td style="text-align: right;">1,242,400円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">997,300円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">874,200円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">799,700円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の174</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の179</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～27 (略)</p> <p><u>28 令和2年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の40」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和2年3月1日から施行する。</u></p>	区長	1,242,400円	副区長	997,300円	教育長	874,200円	常勤の監査委員	799,700円	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">区長</td> <td style="text-align: right;">1,249,600円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1,003,100円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">879,200円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804,300円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の167</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の171</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	区長	1,249,600円	副区長	1,003,100円	教育長	879,200円	常勤の監査委員	804,300円
区長	1,242,400円																
副区長	997,300円																
教育長	874,200円																
常勤の監査委員	799,700円																
区長	1,249,600円																
副区長	1,003,100円																
教育長	879,200円																
常勤の監査委員	804,300円																

(参 考)

第2条関係

	区長	副区長	教育長	常勤の監査委員
現 行	1,249,600	1,003,100	879,200	804,300
改正案	1,242,400	997,300	874,200	799,700
差	△7,200	△5,800	△5,000	△4,600

第5条関係

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	167/100	171/100	363/100
改正案	25/100	174/100	179/100	378/100
差	0	7/100	8/100	15/100